

令和3年度 秋田市住宅リフォーム支援事業

増改築・リフォーム工事に対し…**5万円**補助します！

中心市街地活性化基本計画区域内の住宅は…**10万円**補助します！

令和3年1月7日以降の暴風雪や大雪等による復旧工事は…**10% (最大5万円)**補助します！

◆ 補助対象者

秋田市内に住所を有し、市税の滞納がなく、自らが居住し所有する住宅、親または子が所有し自らが居住する住宅などの増改築やリフォーム工事または復旧工事を行う方。
市税に滞納がない方。

◆ 補助対象住宅

秋田市内にあり、次のいずれかに該当すること

- (1) 一戸建住宅（住宅用の車庫、物置を含む。併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建築物全体の延べ面積の1/2以上あること）
- (2) マンション等の共同住宅（自らが所有する居住の用に供する専有部分のみ）



◆ 補助対象工事および補助額

	通常のリフォーム工事	令和3年1月7日以降の暴風雪等による災害復旧工事
工事金額	50万円以上（税込み）	20万円以上（税込み）
工事業者	秋田市内に本店を有する建設業者等が行うもの	施工業者の要件なし
工事の完了時期	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに完了し、完了実績報告書を提出できるもの	
その他	過去に制度を利用したことの無い住宅の工事	—
補助額	5万円 中心市街地活性化基本計画区域内の物件は10万円	補助対象工事費の10%、上限5万円（千円未満切り捨て）

※関係法令等による必要な申請等（建築確認申請および検査、地区計画の区域内の行為の届出等）がなされていない工事は、補助金を交付することができません。

【対象とならない工事】

- ・公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- ・その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事
- ・門および塀等の外構工事

◆ 受付期間

令和3年4月1日～令和4年3月18日（土日祝日を除く）

対象予定戸数 1,200件

※ 対象戸数に達した場合、申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください

◆ 受付場所

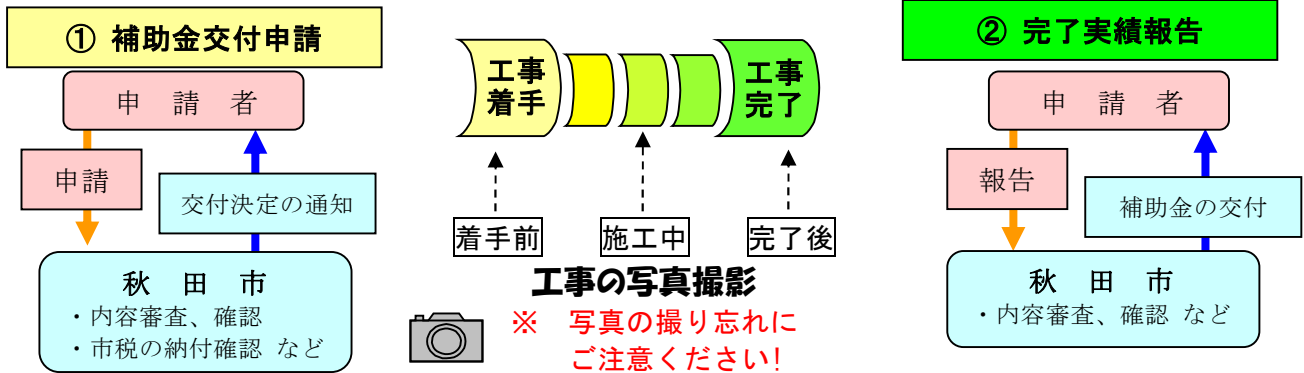
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階

秋田市都市整備部住宅整備課 **※郵送等でも受付します※**

申請手続き等は裏面
をご確認ください

◆ **申請手続きの流れ**

※工事が完了している場合は、①と②の書類をまとめてご提出ください。



◆ **必要書類**

※工事が完了している場合は、①と②の書類をまとめてご提出ください。

① 補助金交付申請の時		通常	災害復旧
1	補助金交付申請書兼市税納付に関する調査同意書（様式第1号）	○	○
2	工事請負契約書または請書の写し（令和3年1月7日以降の暴風雪等による復旧工事の場合は省略可）	○	△
3	工事内訳見積書の写し	○	○
4	工事を行う住宅の 外観全景 および 工事部分の着手前の写真	○	○
5	自然災害に伴い住宅等へ被害があったことを証する被害証明書	—	○
6	納税証明書（完納証明書） ※1 市税の滞納を理由とする不交付決定後の再申請の場合	※1	※1
7	申請者との関係および居住を証する書面（戸籍謄本および居住者の住民票） ※2 住宅の居住者が申請者以外の場合	※2	※2
8	建築基準法による建築確認済証、地区計画の区域内における行為の届出の適合通知等、関係法令等の申請を行ったことを証する書類の写し ※3 関係法令等による申請等が必要な工事の場合	※3	※3
9	東日本大震災に起因して、避難している者であることがわかる書類および市内に居住していることがわかる書類 ※4 東日本大震災に起因して避難し、現に市内に居住している場合	※4	※4
10	その他、市長が必要と認める書類（通常は必要ありません）	—	—

② 完了実績報告の時		通常	災害復旧
1	完了実績報告書（様式第5号）	○	○
2	請求書（様式第6号）	○	○
3	工事を行った住宅の工事部分の 施工中 および 完了後の写真	○	○
4	工事費用の支払いを確認できる書類（領収書の写しなど）	—	○
5	建築基準法による検査済証、地区計画の区域内における行為の届出の適合通知等、関係法令等の申請等を行ったことを証する書類の写し ※5 関係法令等による申請等が必要な工事の場合	※5	※5
6	工事請負変更契約書の写しと変更後の工事内訳見積書の写し ※6 工事内容等に変更があった場合	※6	※6
7	その他、市長が必要と認める書類（通常は必要ありません）	—	—

* 秋田市が行っている木造住宅耐震改修等事業、空き家定住推進事業、多世帯同居・近居推進事業および住宅用太陽光発電システム設置費補助金などと併用することができます。

* 秋田県が行っている住宅リフォーム推進事業などと併用することができます。

◎秋田県の問い合わせ・受付窓口（秋田市内の方）

秋田地域振興局建築課 〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 3階
電話 018-860-3491 <http://www.pref.akita.lg.jp/>（県公式HP 美の国あきたネット）

◆ **問い合わせ・受付窓口** ◆

秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所本庁舎4階

電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771 E-Mail ro-cshs@city.akita.akita.jp

HP <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007790.html>

